

大阪市立福島区民センター指定管理者指定申請に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
1	<p>募集要項 P11 7(6)ウ</p> <p>黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
2	<p>募集要項 P11 7(6)エ</p> <p>「資料のデータ(マスキングなし、マスキングありそれぞれ)をCD-Rにコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。</p>	<p>USBフラッシュメモリでの提出はできません。CD-Rにて提出してください。</p>
3	<p>募集要項 P16 7(7)エ</p> <p>修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>修繕費計画額は税込金額となっております。</p>
4	<p>募集要項 P17 8(2)ア</p> <p>「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示ください。また、同審査の日程が決まっていたらお示ください。</p>	<p>9月から10月にて実施調整中です。日時については、申請受付後別途通知します。なお、所要時間はプレゼンテーション7分、質疑・ヒアリング10分を予定しています。参加人数は4名以内とします。</p>
5	<p>別紙「修繕必要箇所一覧」について</p> <p>①リスク分担が大阪市となっているものは、すべて貴市で対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、1件あたりの修繕費用が100万円未満のものがあった場合、指定管理者負担となる可能性があるのでしょうか。</p>	<p>リスク分担が「大阪市」となっている項目については、本市の負担となります。ただし、当該対象物であっても、修繕実施までに施設運営上必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換等を行ってください。</p>
6	<p>別紙「修繕必要箇所一覧」について</p> <p>②記載の修繕必要箇所のうち、令和7年度中に施工実施予定の修繕対象物があれば、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>電気室にかかる高圧地絡警報の表示ランプについては今年度実施予定です。上記以外につきましては、今後の状況によって行う可能性があります。</p>
7	<p>「指定管理業務の基準」 P7 1(3)</p> <p>「業務責任者」と「総括責任者」の兼務は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
8	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P5 3ウ(イ)</p> <p>「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、</p> <p>①「電球等の交換」とは、照明器具本体の交換・更新は貴市にて対応されたうえで、あくまでランプ・電球部分のみの交換を指定管理者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。ただし、省電力化への対応として、指定管理者において照明器具本体を交換することを妨げるものではありません。機器の損傷等による修繕が必要な場合は、「修繕費計画額表」の範囲で実施してください。</p>
9	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P5 3ウ(イ)</p> <p>②仮に照明器具本体の広範な更新も指定管理者負担となる場合、「水銀に関する水俣条約」への国内対応状況や今後の保守資材調達難、および設備更新費用の規模を考慮すると、業務代行料・利用料金双方を含めた管理経費内での運用・更新は著しく困難となります。貴市として施設全体の設備更新や省電力化改修等に対する財政措置・支援施策や、今後の対応方針について何か検討されていたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>指定管理者による照明器具本体の広範な更新については想定していません。当区によるホール舞台照明設備のLED化、現指定管理者による照明設備の一部LED化等、随時更新を進めておりますが、施設の省電力化改修については検討しています。</p>
10	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P5 3ウ(イ)</p> <p>③LED化等が完了するまでの間に発生しうる蛍光灯購入費用や器具類の修繕費用の増加リスク、さらに材料不足等により修繕が困難となった場合の費用負担等については、リスク分担表の「管理経費の膨張」にあたり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合にあっては協議事項になると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>物価変動を見込んだ修繕費計画額表のため、指定管理者で負担いただくものと想定しています。</p>

大阪市立福島区民センター指定管理者指定申請に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
11	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P6 3エ(ウ)</p> <p>「施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること」とありますが、大阪市区役所附設会館条例第10条の3第2項および同施行規則第3条の内容に基づき対応すればよい、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
12	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P8 4ウ</p> <p>利用料金の引継ぎに関連して、 ①令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>令和8年3月31日までに還付事由が発生した利用料金は現在の指定管理者の債務となります。そのため、①②ともに債務自体を次期指定管理者に引き継ぐことはできません。このことを踏まえ、令和8年4月1日以降に当該未還付状態の利用料金を利用者が受け取る方法(還付にかかる事務の方法)について、あらかじめ現在の指定管理者と次期指定管理者が協議の上、決定してください。</p>
13	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P8 4ウ</p> <p>②令和8年3月31日までに利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務に関しても、同様に現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
14	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P9 6ウ</p> <p>「大阪市区役所附設会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。</p>	<p>自主事業は大阪市区役所附設会館における空き施設を利用して、施設の設置目的に沿った自らが企画した事業を指しますので、大阪市区役所附設会館以外で実施することは想定しておりません。</p>
15	<p>「指定管理運営業務仕様書」 P9 6</p> <p>利用者向けサービスの一環として指定管理者が自動販売機を設置(増設)することは可能でしょうか。また、その場合の電気使用料や設置料などの単価をご教示ください。</p>	<p>自動販売機については、本市への目的外使用許可申請が必要となり、許可された場合は設置可能ですが、当区としては指定管理者による自動販売機設置は想定していません。自動販売機設置に係る電気使用料等については本市ホームページに掲載しています「行政財産における清涼飲料水自動販売機設置に係る事務取扱い」をご参照ください。</p>
16	<p>「申請様式」について 5-2⑥</p> <p>自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8～12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。</p>	<p>年度ごとに記載してください。</p>
17	<p>6-1</p> <p>1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。</p>	<p>業務代行料・利用料金収入・自主事業収入以外の収入になります。例えば、助成金等がある場合は記載してください。</p>
18	<p>6-2①</p> <p>利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>収入区分への記載も可能です。記載については明細がわかるように表記してください。</p>